

国立大学法人室蘭工業大学大型設備等調達規程

平成 16 年 4 月 1 日

室工大規程第 10 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人室蘭工業大学契約事務取扱規則（平成 16 年度室工大規則第 31 号）第 4 条に規定する国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）で調達する大型設備等の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この規程は、本学で調達する大型設備等に係る仕様が、教育研究上の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるとともに、特定の者の恣意的判断により特定の供給者に有利で偏ったものにならないよう公正性、公平性及び客観性を確保することを目的とする。

(仕様策定委員会)

第 3 条 本学の大型設備等の調達において、その適切な契約を行うために必要の都度仕様策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者 5 名以上をもって組織する。

- (1) 教員
- (2) 課長、室長又は課長補佐
- (3) 経理責任者が指名する職員

3 委員には、調達しようとする設備の供用部署以外の者も加えなければならない。

4 学長が必要と認めた場合は、他大学等の職員を委員に委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ当該他大学等の長の同意を得なければならない。

5 委員会は、学長の諮問に応じて開催し、前第 2 項の委員は、学長が命ずる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選による。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(仕様策定適用範囲)

第 6 条 委員会は、次の各号に掲げる設備の調達に関し、仕様策定を行うものとする。

- (1) 大型設備（政府調達に関する協定が適用される設備をいう、以下同じ。）
- (2) 大型設備以外で、予定価格が 1,000 万円を超える契約

ただし、学長が委員会に諮問する必要がないと認めたものを除く

(仕様策定に当たっての留意事項)

第7条 委員会は、調達しようとする設備の仕様策定に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 仕様の公正性、公平性及び客観性を確保すること
 - (2) 特定銘柄の機種選定は禁じられていること
 - (3) 委員会は、形式的な開催とならないこと
- 2 委員長は、調達する設備の仕様を策定したときは、仕様書を作成し、議事要旨を添付して学長に報告すること。
- 3 委員長は、仕様の策定過程において、教育研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に理由書を添えて学長に説明し承認を得ること。
- 4 委員長は、委員会を開催の都度、議事要旨を作成すること。

(委員会の業務等)

第8条 委員会は、仕様の策定に当たり次の各号に掲げる事項について、専門的観点から調査・検討するものとする。

- (1) 大型設備の機能及び性能等に関すること
 - (2) 大型設備に関する関係資料等の収集に関すること
 - (3) その他仕様の策定に関し必要と認める事項
- 2 委員会は、関係資料等の収集に当たっては、委員会名で可能な限り多数の供給者から幅広くかつ公平に「資料提供招請状」を送付して行うこと。
- 3 仕様原案の内容は、機種等の特定のために過大又は不必要な機能(プログラムを含む)等を内容とする仕様は策定しないこと。また、教育研究上の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるような仕様を策定すること。
- 4 委員会により策定された仕様内容原案は、可能な限り多数の供給者に対して公平に説明会を開くことなどにより説明を行い、供給者からの意見を聴取した上で仕様内容を決定すること。

(仕様内容が機種の特定となる場合の取扱)

第9条 委員会で策定される仕様が機種の特定を想定することとなることに関する適否については、学長の責任において判断するものとする。

- 2 前項の機種の特定を想定することとなる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。
- (1) 仕様内容について市場調査を行った結果、機能(当該機器の働き、役割)及び性能(当該機器の性質、能力)に関して類似の機種が複数あるにもかかわらず、教育研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合
 - (2) 機能及び性能等に関して類似の機種が全くないと想定される場合
 - (3) 前2号において類似の機種とは、機能及び性能が同程度のもの

(技術審査職員)

第 10 条 入札公告等において調達物品を「銘柄製品又はこれと同等のもの」と指定した場合又は競争入札に参加を希望した者から調達物品に係る仕様書を提出させることとした場合に、応札者の提案した設備が本学が策定した仕様を満たしているか否かを客観的に判断するために、技術審査職員を置く。

- 2 技術審査職員は、個人の恣意性を排除するため、3名以上発令する。
- 3 技術審査の公正性、公平性を確保するため、供用部署以外の職員又は他大学の者も技術審査職員として発令する等、可能な限り技術審査職員と仕様策定委員との重複を避けること。
- 4 前第 2 項の技術審査職員は、経理責任者が命ずる。

(技術審査に当たっての留意事項)

第 11 条 技術審査に当たっては、相手方の説明を十分に聴取し、苦情等が生じないよう特に配慮すること。

- 2 技術審査職員は、技術審査の結果について報告書を作成し、経理責任者に報告するものとする。
- 3 技術審査で不合格となった者に対しては、経理責任者名で審査結果について理由を付して書面により通知すること。

(大型設備以外の調達)

第 12 条 大型設備以外の調達で、予定価格が 1,000 万円以下の設備等の調達に当たって仕様を策定する必要がある場合は、学長が指名する複数の者により仕様の策定を行うものとする。

- 2 前項の規定により仕様を策定する場合は、本規則第 7 条第 1 項、同条第 2 項、第 8 条、第 10 条及び第 11 条を準用するものとする。

第 13 条 大型設備以外の調達で、予定価格が 1,000 万円以下の設備等の調達に当たって機種選定を行う必要がある場合は、学長が指名する複数の者により機種選定を行うものとする。

- 2 前項の規定により機種選定を行う場合は、本規則第 9 条第 2 項を準用するものとする。
- 3 購入する物品の機種を決定したときは、機種選定理由書を作成し、学長に報告するものとする。

(事務)

第 14 条 委員会に関する事務は、契約室で処理する。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年度室工大規程第 46 号）

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年度室工大規程第 59 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年度室工大規程第 4 号）

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。